

当文教厚生委員会に付託された案件については、本日、午前10時40分から、全協議会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

議案第57号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り主な質疑として、

低所得者のひとり親家庭への臨時特別給付金給付事業について、今後の進め方はどのように考えているか。とに対し、

議決後、速やかに電算システムの改修を行い、8月中旬には支給開始できるよう準備を進めていきます。とのこと。

本給付金は申告制で、市民が自ら受給対象となるかの判断を行う必要があるが、判断基準が難しい。どのように周知していくのか。とに対し、

市報、ホームページ等様々な媒体を活用した広報を行うとともに、児童扶養手当等の支給データをもとに対象者と思われる方に通知することや、保育園・放課後児童クラブ及び学校等からお知らせすることを想定しています。とのこと。

対象となる基準額を示すなどして、市民がより分かりやすい広報を行うべきと考えるがどうか。とに対し、

ご指摘の内容も踏まえ、市民により分かりやすい広報活動を行ってまいります。とのこと。

本給付金は完全な自己申告制であるが、受給要件の一つである、新型コロナウイルス感染症に伴う所得減少の対象者について、市として調査を行う考えはあるか。とに対し、

国が示す要綱に基づき運用していきますが、申請していただいた各世帯の収入状況を個別に調査するのは不可能と考えています。とのこと。

本給付金の申請期限はいつまでか。とに対し、

令和3年2月1日までを予定しています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。